

訪問看護 重要事項説明書（医療保険・介護保険）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1.【事業の目的と運営の方針】

1) 訪問看護が必要である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限りにおいて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定訪問看護サービスを提供することを目的とします。

2) 株式会社Community Care(以下「事業者」と言います)は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法及び介護保険法その他関係法令及び訪問看護サービス契約書の定めに基づき、関係する市町村や当事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防となるため、適切なサービス提供に努めます。

2.【事業者の概要】

法人名	株式会社Community Care	代表者	代表取締役 中澤 ちひろ
法人所在地	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1065番地1	電話番号	0854-47-7215(代表)
事業内容	訪問看護事業、教育事業、調査研究事業		

3.【サービスを提供する事業所の概要】 説明日時点の当該事業所の概要となります。

事業所名	コミケア在宅看護センター出雲	職員体制	
所在地	島根県出雲市大津町2069-1	管理者	1名
電話番号	0853-31-5237 (FAX)0853-31-5238	看護師等	3名以上
通常サービス地域	出雲市全域	事務職員	1名以上

通常営業日・時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祝日及び8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く) 上記営業時間以外でも、24時間365日、常時利用者やその家族からの連絡対応が可能
----------	--

職種	職務内容
管理者	・管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
看護師	・訪問看護計画及び主治医に対する訪問看護報告書を作成します。 ・訪問看護の提供にあたります。

4.【訪問看護の内容】 サービス内容の詳細は利用者の希望を確認したうえで実施します。

サービス内容区分	サービス内容
療養上の世話	清拭等の清潔の援助、栄養食事および排泄等日常生活上の世話、ターミナルケア
診療の補助	褥瘡の予防・処置、カテーテル等医学的処理および管理の実施と指導
リハビリテーション	ADL向上、嚥下機能、認知機能向上等に向けたリハビリテーションの実施と指導
家族の支援	家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

5.【秘密保持】

事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

6.【事故発生時の対応】

事業者は利用者に対する訪問看護の提供により、万が一事故が発生し、利用者に損害が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業者の責に帰すべき事由による場合は訪問看護サービス契約書に従い、損害を賠償します。

7.【相談苦情対応窓口】サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応致します。

事業所窓口	コミケア在宅看護センター出雲 0853-31-5237
公的機関窓口	出雲市 高齢福祉課 介護給付係 0853-21-6972 島根県国民保健団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 0852-21-2811

8.【第三者評価制度】

福祉サービスによる第三者評価制度は実施していません。利用者・家族や連携機関へのアンケートを実施し、独自にサービスの質の評価を実施しています。

9.【支払方法・重要事項】

利用料金	サービスを利用した場合の基本利用料は以下の料金表のとおりであり、法定利用料に基づく金額です。介護保険料の滞納がある場合には負担割合が異なる場合があります。
支払方法	銀行または郵便局の口座からの自動引き落としにより、毎月1回(26日)お支払頂きます。引き落としは原則としてサービスを利用した月の翌月に行われます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、速やかに事業所までご連絡ください。サービス開始48時間前までは無料、24時間前までは基本料金の5割、それ以降は基本料金の10割を実費にてご負担いただきますのでご注意ください。※緊急な入院などの特段の事情の場合、また、振替訪問を行った場合はキャンセル料を頂きません。

▼介護保険における基本利用料(1回につき)

<適用される地域区分は、その他の地となります>

【要支援1～2】

		10割	1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1	20分未満	¥3,030	¥303	¥606	¥909
訪問看護Ⅰ 2	30分未満	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353
訪問看護Ⅰ 3	30分以上60分未満	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382
訪問看護Ⅰ 4	60分以上90分未満	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270
訪問看護Ⅰ 5	療法士による20分	¥2,840	¥284	¥568	¥852
	療法士による40分	¥5,680	¥568	¥1,136	¥1,704
訪問看護Ⅰ 5・2超	療法士による60分	¥7,740	¥774	¥1,548	¥2,322

【要介護1～5】

		10割	1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1	20分未満	¥3,140	¥314	¥628	¥942
訪問看護Ⅰ 2	30分未満	¥4,710	¥471	¥942	¥1,413
訪問看護Ⅰ 3	30分以上60分未満	¥8,230	¥823	¥1,646	¥2,469
訪問看護Ⅰ 4	60分以上90分未満	¥11,280	¥1,128	¥2,256	¥3,384
訪問看護Ⅰ 5	療法士による20分	¥2,940	¥294	¥588	¥882
	療法士による40分	¥5,880	¥588	¥1,176	¥1,764
訪問看護Ⅰ 5・2超	療法士による60分	¥7,920	¥792	¥1,584	¥2,376

▼加算項目

種類		10割	1割	2割	3割
深夜・早朝・夜間加算 (左記時間でのサービス提供)	6時～8時、18時～22時	上記基本利用料の25%			
	22時～6時	上記基本利用料の50%			
初回加算Ⅰ * 1)	初月のみ (退院当日訪問)	¥3,500	¥350	¥700	¥1050
初回加算Ⅱ * 1)	初月のみ	¥3,000	¥300	¥600	¥900
緊急時訪問看護加算Ⅱ	適応時/月額	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
特別管理加算Ⅰ	適応時/月額	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算Ⅱ	適応時/月額	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算	適応時/1回のみ	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
複数名訪問看護① 2名の看護師による	30分未満 1回につき	¥2,540	¥254	¥508	¥762
	30分以上 1回につき	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206
複数名訪問看護② 看護師と看護補助者による	30分未満 1回につき	¥2,010	¥201	¥402	¥603
	30分以上 1回につき	¥3,170	¥317	¥634	¥951
長時間訪問看護加算	90分以上 1回につき	¥3,000	¥300	¥600	¥900
ターミナルケア加算	死亡月	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	対象地域に居住する場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数			

* 1) 初回加算はサービスが2ヶ月以上中断後再開した月、または要支援から要介護、要介護から要支援へ変更になった際新たに看護計画を立案した場合にも適用されます。

▼医療保険における基本利用料

利用料金表		10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで(日額)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,655
	週4日目以降(日額)	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日2名)	同一建物内で提供する場合 週3日まで(日額)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,655
	週4日目以降(日額)	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日3名以上)	同一建物内で提供する場合 週3日まで(日額)	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日目以降(日額)	¥3,280	¥328	¥656	¥984
訪問看護基本療養費Ⅲ	医療機関への入院中、 外泊時に訪問看護を利用される場合 (外泊期間につき右記金額)	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費	1日目(日額)	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2日目以降(日額)1	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	2日目以降(日額)2	¥2,500	¥250	¥500	¥750

▼加算項目

加算		10割	1割	2割	3割
訪問時間による加算	6時～8時、18時～22時	¥2,100	¥210	¥420	¥630
	22時～6時	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
24時間対応体制加算Ⅱ	適応時/月額	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
緊急訪問看護加算	提供毎(月14日目まで)	¥2,650	¥265	¥530	¥795
	提供毎(月15日目以降)	¥2,000	¥200	¥400	¥800
特別管理加算	悪性腫瘍、気管切開・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している方(月額)	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	上記以外で特別な管理が必要な方(月額)	¥2,500	¥250	¥500	¥750
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問(日額)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日3回以上の訪問(日額)	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
複数名訪問看護加算	1回/週を限度(日額)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
長時間訪問看護加算	原則1回/週を限度(日額)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
乳幼児加算	訪問毎	¥1,300	¥130	¥260	¥390
	訪問毎 厚生労働大臣の定める者	¥1,800	¥180	¥360	¥540
退院時共同指導加算	適応時/1回のみ	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算	適応時/月額	¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算	適応時/1回のみ	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
訪問看護情報提供療養費1～3	適応時/1回のみ	¥1,500	¥150	¥300	¥450
在宅患者連携指導加算	適応時/1回のみ	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	適応時/1回のみ	¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化加算	適応時/1回のみ	¥2,500	¥250	¥500	¥750
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000

	でのケア/適応時				
訪問看護医療DX情報活用加算	適応時/月額	¥500	¥50	¥100	¥150
ベースアップ評価料	適応時/月額	¥780	¥78	¥156	¥234

▼その他留意事項

- ・訪問回数は、毎月初めから数えさせていただきます。材料費などはここに含まれず、実費での 負担をお願いします。
- ・各種医療扶助の対象者や障害保険の医療証をお持ちの方は、上記の自己負担が免除になる場合もございますので、訪問の際に看護師にご提示ください。
- ・厚生労働省の指定疾病の場合は、週4日以上訪問看護を利用できます(医療保険)。
※指定疾患以外でも、主治医から頻回訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書があった場合、交付日から14日以内は利用可能です。
- ・指定訪問看護の利用について、医療保険対象の場合は非課税となります。
- ・介護予防訪問看護の介護保険給付あるいは予防給付対象の場合は非課税となります。
- ・償還払いとなる場合には一度利用者が10割を支払い、その後市町村等に対し保険給付分 を請求します。

▼保険外自費料金表

保険適応外及び自費サービス料金表(税込)			
基本料金 (30分)	9時～18時	6時～9時 18時～22時	22時～6時
	¥5,500	¥6,875	¥8,250
エンゼルケア	¥13,200		
地域外の交通費 (ステーションからの往復距離) ※1回につき算定 1ヶ月あたり上限11,000円	10km未満		¥220
	10km以上20km未満		¥330
	20km以上30km未満		¥440
	30km以上		¥550

利用者・家族のご希望にて、保険給付の対象外の支援内容によるサービスや、死後の看護師の訪問及び処置などを行った場合、また1回90分を超えたサービスを提供した場合(長時間訪問看護加算を算定する日を除く)の超過分は、上記料金表記載の金額を、自費による訪問看護サービスとしてお支払い頂く場合があります。

▼加算に関する同意

【24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算】

事業者は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあります。計画外の緊急時訪問を行った場合には、所要時間に応じた単位数又は回数を算定することになります。

利用者は、24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

【複数名訪問看護加算】

「複数名訪問看護加算」は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行うとき、次のいずれかに該当する場合に算定することになります。

- 1) 利用者の身体的理由により1人の看護師等に訪問看護が困難と認められる場合
- 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3) その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合

利用者は、複数名訪問看護加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

【ターミナルケア加算】

「ターミナルケア加算」は、利用者が在宅等で死亡された場合であって（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合、かつ次の要件に該当する場合に算定することになります。

- 1) ターミナルケアを受ける利用者について、24時間連絡を取れる体制を確保しており、かつ必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- 2) 主治医と連携しターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明をおこない、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- 3) ターミナルケアの提供について、利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

利用者は、ターミナルケア加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

【情報提供療養費】

医療保険での訪問看護をご利用の場合、事業者は、厚生労働大臣が定める疾病の利用者の居住地为管轄する市町村等に対して指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、市町村が利用者に対する保健福祉サービスを提供するために必要な情報を提供した場合に算定します。

利用者は、情報提供療養費に（ 同意します ・ 同意しません ）

▼ 個人情報使用に関する同意

利用者及びその家族の個人情報について、下記の内容にご同意ください。

1. 使用する目的

- a. 法令に基づき行う居宅サービスを円滑に実施するための担当国会議および行政機関への情報提供のため。
- b. サービスに対して行う、保険者への訪問看護療養明細書の提出のため。
- c. 居宅サービスに付随する医療機関及び行政機関への届出や申請などについて私の代わりに手続きを行うため。
- d. 症例検討、その他の研究、発表、教育のため。

2. 第三者提供の範囲

個人情報につき、1に記載する目的の範囲内で、下表に記載された第三者(機関)に対して必要最低限の範囲で提供されること。

1.	3.
2.	4.

3. 共同利用の範囲

個人情報につき、1に記載する目的の範囲内で下表に記載された機関と共同利用されること。

1.	3.
2.	4.

4. 個人情報の内容(例示)

- a. 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況など、訪問看護を提供するために必要な利用者や家族個人に関する情報
- b. その他個人情報

※「個人情報」とは、利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

個人情報の使用に

利用者又はその代理人:

は(同意します ・ 同意しません)

家族代表者又は家族代理人:

は(同意します ・ 同意しません)